

富山県高岡市にある弊社系列給油所における不正請求等について

1. 今般、弊社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:松下功夫)系列の給油所「JOMO のむらステーション(所在地:富山県高岡市野村東町)」において、従業員による一部のお客様に対する不正請求等の金員着服が行われていたことが判明しました。
2. 当該給油所は、弊社の子会社「株式会社JOMOネット(本社:東京都中央区日本橋浜町一丁目、社長:大井成人)」の北陸地方のエリアカンパニーである「石川オイルカンパニー」の直営ステーションです。
3. 不正の内容は、当該従業員が、売上金や小口資金の一部を着服し、その発覚を防ぐために、掛売のお客様への不正請求や不正なデータ処理を行っていたものです。調査の結果、2003年6月以降、2008年9月までの間、20件のお客様に対して約61万円を不正請求していた可能性があることが判明しました。
4. これまでの経緯および判明した事実は次のとおりです。
 - (1) 判明のきっかけは、昨年10月、掛売のお客様から石川オイルカンパニーに当該給油所の請求書が届かないとの問合せがあり、調査したところ、昨年5月に当該従業員が商品の請求間違い(のちに不正請求と判明)を当該お客様から指摘されていたにもかかわらず、その修正が未了であったことによります。
 - (2) 上記調査の過程で、他のお客様への請求内容および当該店舗の現金勘定についても不審な点があったため、JOMOネットにおいては当該給油所の過去の売上データ等を調査するとともに、当該給油所の金銭・債権管理を行っていた当該従業員へ事情聴取を実施いたしました。
 - (3) その結果、当該従業員が店舗の売上金等から金員を着服しており、その過程において、2003年6月以降、20件の掛売のお客様に対し、延べ108回、総額約61万円の不正な請求を行っていた可能性があることが判明しました。
 - (4) 上記の調査結果をもとに、本年1月14日、JOMOネットは当該従業員に解雇通告しました。
5. 上記の調査結果を受け、JOMOネットは、本日以降1月20日までの間に、全てのお客様を直接訪問し、謝罪と説明を行う予定であります。
6. 弊社は、お客様の信頼を裏切るような事態を引き起こしたことを反省するとともに、被害に遭われたお客様に深くお詫び申し上げます。弊社は、管理・監督すべき関係者の処分を行うとともに、当該従業員に対しては、法的措置も含め厳正に対処する所存です。また、今後、このようなことを起こさないよう適切な対策を講じてまいります。

以上